4　承認を受けようとする特定計量器

種　類	型式又は能力	手数料	備考（型式の軽微な変更の場合はその旨）

5　第76条第３項（第81条第２項又は第89条第３項において準用する第76条第３項）の規定により、添える試験用の特定計量器等の内訳（第78条第１項（第81条第２項又は第89条第３項において準用する第78条第１項）の試験に合格したことを証する書面を添えるときは、その旨）

6　特定計量器検定検査規則第30条の２第２項の書面を添えるときは、その旨

備考

1　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

2　製造事業者の記号を使用している場合にあっては、氏名の欄の製造事業者名に添えて当該記号を記入すること。

3　輸入事業者及び外国製造事業者については、１及び３の記載は要しない。

4　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第八を次のように改める。

様式第８（第31条関係）

製造事業者（輸入事業者）（外国製造事業者）型式試験申請書

年　　月　　日

指定検定機関　殿

申請者　住所

氏名（名称及び代表者の氏名）　㊞

下記の特定計量器につき、計量法第78条第１項（第81条第２項又は第89条第３項において準用する第78条第１項）の試験を受けたいので、申請します。

1　事業の区分

2　当該特定計量器を製造する工場又は事業場の名称及び所在地
（製造する者の氏名又は名称及び住所）

3　製造事業者の届出の年月日

4　承認を受けようとする特定計量器

種　類	型式又は能力	手数料	備考（型式の軽微な変更の場合はその旨）

5　第78条第２項（第81条第２項又は第89条第３項において準用する第78条第２項）の規定により添える試験用の特定計量器等の内訳

6　特定計量器検定検査規則第31条第３項（特定計量器検定検査規則第30条の２第２項の準用）の書面を添えるときは、その旨

備考

1　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

2　製造事業者の記号を使用している場合にあっては、氏名の欄の製造事業者名に添えて当該記号を記入すること。

3　輸入事業者及び外国製造事業者については、１及び３の記載は要しない。

4　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第二十一を次のように改める。

様式第21（第72条関係）

タクシーメーター装置検査済証 発行者　　㊞	
検査日	年　　月　　日
製造番号	
車両番号	
タクシーメーターの製造事業者名	
タイヤのサイズ	
タイヤの空気圧	
備考	

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ５とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十九年十月一日から施行する。ただし、第六条の二、第十五条の二、第十五条の三及び第七十四条第一項（同項第一号の改正規定を除く。）の改正規定並びに様式第五の二の改正規定は、公布の日から施行する。

（検定証印等を付する自動はかりの既使用のものについての確認済証）

第二条　国立研究開発法人産業技術総合研究所又は指定検定機関は、計量法施行令及び計量法関係手数料令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第百六十三号。以下「改正令」という。）附則別表の第一欄に掲げる特定計量器であって検定証印等が付されておらず、かつ、それぞれ同表の第二欄に掲げる日前から取引又は証明における法定計量単位による計量に使用されているものの検定を行った場合にあっては、検定証印等と別に確認済証を付するものとする。

2　前項の確認済証は、次に掲げる形状、方法及び大きさにより付するものとし、見やすく、かつ、検定証印等に隣接した部分に、容易に消えない方法（容易にはく離しない方法を含む。）で付さなければならない。

一　確認済証の形状は、次のとおりとする。



二　確認済証は、はり付け印とする。

三　確認済証の大きさは容易に識別できる大きさのものとする。

（指定検定機関が付する検定証印に係る経過措置）

第三条　この省令による改正後の特定計量器検定検査規則（以下「改正後検則」という。）第二十三条第二項の規定は、平成三十年十二月三十一日までは、この省令の施行の際現に指定されている指定検定機関については、適用しない。